

危険物施設

【危険物施設の種類】

製造所

- ・危険物を製造する施設

貯蔵所

①屋内貯蔵所

- ・屋内の場所において、危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所

②屋外タンク貯蔵所

- ・屋外にあるタンクにおいて、危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所

③屋内タンク貯蔵所

- ・屋内にあるタンクにおいて、危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所

④地下タンク貯蔵所

- ・地盤面下に埋設されているタンクにおいて、危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所。

⑤簡易タンク貯蔵所

- ・簡易タンクにおいて、危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所

⑥移動タンク貯蔵所

- ・車両に固定されたタンクにおいて、危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所

⑦屋外貯蔵所

- ・屋外の場所において第二類の危険物のうち、硫黄、硫黄のみを含有するものもしくは引火性固体※₁または第四類の危険物のうち第一石油類※₂、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類もしくは動植物油類を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所

※₁・₂ 引火点が0℃以上のものに限り。

取扱所

①給油取扱所

- ・給油設備によって、自動車等の燃料タンクに直接給油するための危険物を取り扱う取扱所

※₁ 当該取扱所において併せて灯油もしくは軽油を容器に詰め替え、または車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク※₂に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。

※₂ 容量2,000ℓを超えるタンクにあつてはその内部を2,000ℓ以下ごとに仕切つたものに限り。

②販売取扱所

- ・店舗において容器入りのままで販売するための危険物を取り扱う取扱所
- ・第一種販売取扱所…指定数量が15倍以下のもの
- ・第二種販売取扱所…指定数量が15倍を超え、40倍以下のもの

③移送取扱所

- ・配管およびポンプ並びにこれらに付属する設備によって、危険物を移送するために危険物を取り扱う取扱所

④一般取扱所

- ・給油取扱所・販売取扱所・移送取扱所以外の取扱所

【危険物施設の設置(変更)許可】

- ・危険物施設の設置・変更をする場合、位置・構造・設備について市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・位置・構造・設備は消防法で定める基準に従わなければならない。
- ・貯蔵・取り扱いは危政令で定める基準に従わなければならない。
- ・取り扱う危険物の品名・数量・指定数量の倍数を変更する場合は変更しようとする10日前までに市長村長等に届け出なければならない。

危険物施設

【申請行政庁】

- ①消防本部および消防署の設置されている市町村 → 市長村長(事務組合の管理者)
- ②消防本部および消防署の設置されていない市町村 → 都道府県知事
- ③ 2以上の市町村にまたがる施設 → 都道府県知事
- ④ 2以上の都道府県にまたがる施設 → 総務大臣

【危険物の移送】

- ・移動タンク貯蔵所によって危険物を移送する際には、危険物取扱者免状を携帯した当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者が乗車していなければならない。
- ・連続運転が4時間を超える場合または1日あたり9時間を超える場合の長時間の移送の際は、2人以上以上の運転要員を確保する。
- ・アルキルアルミニウム等特殊な危険物を移送する際は、移送計画書を提出し、計画通り移送を行う。

【保安距離】

- ・消防活動および延焼防止のために、危険物施設と保安対象物との間に保たなければならない距離
- ・製造所・屋内貯蔵所・屋外タンク貯蔵所・屋外貯蔵所・一般取扱所で必要

保安対象物	保安距離
製造所と同一敷地以外の住居	10m以上
高压ガス、その他災害の発生の恐れのある施設	20m以上
学校・病院・劇場・その他多数の人を収容する施設	30m以上
重要文化財・重要美術品と認定された建物	50m以上
7,000Vを超え、35,000V以下の特別高压架空電線	水平距離3m以上
35,000Vを超える特別高压架空電線	水平距離5m以上

【保有空地】

- ・火災が起きた際の延焼防止と消防活動のための危険物施設の周囲に確保する空地。
- ・空地内にはどんな物品であっても置くことはできない
- ・製造所・屋内貯蔵所・屋外タンク貯蔵所・屋外の簡易タンク貯蔵所・屋外貯蔵所・一般取扱所・配管が地上にある移送取扱所で必要。

区分	空地の幅
指定数量の10倍以下	3m以上
指定数量の10倍を超える	5m以上

【10条規制】

- ・通常、防火対象物の消防用設備等は一般法である消防法第17条で規制されるが、危険物施設は特別法である消防法第10条で規制される。